

市川市議会議員

坂下しげき の政治理念



坂下しげきの政治姿勢と市川市の課題について
Q&A形式でご紹介いたします。

坂下しげきと同世代の者が質問をいたしました。

Q1 まずは、政治家を志した
きっかけは何ですか？

A. 私の学生時代は、ちょうどバブルが崩壊し経済不況の真只中にありました。国・地方公共団体共に非常な財政難にあり政治課題も山積していました。このような時だからこそ、全く利害関係のないリベラルな立場において、将来に責任を持てる政策を提案し、様々な課題に対処していきたいと思いました。

Q2 具体的にどのような理念を
持っているのですか？

A. まったく当たり前のことであり、最も重要で絶対に忘れてはならないことは、「**政治は国民(市民)のためにある**」という根本姿勢です。

目の利益や慣習にとらわれることなく、国民(市民)の税金を公平に有効に配分する仕組みを再点検しなければならないと思っております。社会・経済の変化はめまぐるしく、国民の生活状況、政治・政策に対する要求も年々変化します。真に国民が要求している仕組み(制度)を現在・将来に亘って実行していかなければなりません。

予算には限りがありますので、必要なものと不必要的ものを正しく見極め、行政の無駄使い・非効率を排除し、その結果余った予算を必要なところに重点的に転化させ、効果を上げていく(行政サービスの向上・効率化)必要がります。



Q3 「地方分権」とよく言われます
ますが、私たちの生活にどのように影響するのでしょうか。

A. 平成12年に地方分権一括法が施行され、今までに三位一体改革など税源移譲が始まり、本格的な地方分権型社会がやってきます。

今まででは、法律ができると全て国の省庁が通達(今は通知といいます)を出して、この指示に従って日本中の地方自治体が同じ条例を作り、同じ予算措置をして制度を運用してきました。

しかし、地方分権が進むと、国からの指示も極端に少くなり、財源も移譲されます。そうすると、各自治体が自ら考え自ら実行していくことになります。自己決定・自己責任です。これは、その地域住む住民・市民に最も適している制度運用ができるというメリットがありますが、もし皆さんの住んでいる自治体に能力がなければ、上手に制度運用ができないので、同じ法律でありながら、隣の市よりもずっと悪いサービスを受けることになります。実際に一つの同じ法律の施行に対して、全国の自治体で様々な運用がされて、自治体間におけるサービスの差が現れてきております。

このように、住民の方の生活の向上・安定に影響を与え兼ねないので、従いまして、今までとは比べられないほど地方議会の役割は重要になってきております。

この議会活動の重要なツールは、本会議等の質疑・質問を通しての条例・予算・決算審査であると考えております。この議案質疑を行なうか行わないかは各議員の意思にまかされます。

Q4 今、議会活動についてお話を
がありましたら、議会活動でのスタンスを教えてください。

A. 議案(=市長から提出された条例・予算・決算等の)質疑は、議員のみが行えるものです。言い方を代えると、議席を市民の方から付託された者(議員)として、市民の方々に代わり、責任を持って必ず行わなければならない職務であると考えております。議案として提出される条例や予算の議決によって、市民の方の利害が必ず生じてきます。従いまして、方向性としては条例に賛成でも、その細目については質疑を要する場合があります。

また決算は、行政の無駄遣いや非効率を糺したり、政策評価を行える重要な審議です。そしてこの決算審査の結果をうまく予算に反映させることができれば、財政破綻・無駄遣いも回避でき、市民の方が本当に必要とする事業に予算が適正配分できます。

議案は専門的かつ膨大ですが、議会招集ごとにまとめて議員に提出されます。この提出から本会議の質疑開始までわずか1週間しかなく、質疑内容を精査する時間が足りないのが実状です。しかし、その中で精一杯、市民の方にとって何がベストなのかを念頭において質疑を行っております。

**この四年間で47議案1,200分を超える質疑を行なってまいりました。
(議員平均9.8議案 410分)**



一般質問では、不安に感じていること、不満に思っていることを行政に議会を通じて要求することができるため、市民の方々から日頃頂いた貴重なご意見を政策に転換し、予算の裏づけを考え、市行政に提案しております。

4年間全ての議会において質問（提案）を行いました。

Q5 議会を通じてどのような質疑・質問を行ったのですか。

A. 議案質疑では、徹底して市民の方の視線に立って、ゼロベースからの質疑を心がけました。つまり、本当にこの政策（条例）は必要なのか？本当にこんなに予算を使って市民の方のためになるのか？他に方法はないのか？政策の達成手段はこれで良いのか？法令・他の条例と矛盾はないのか？という観点です。具体的には、条例等が議決されると、これに伴って予算（税）の投入が始まります。条例が可決された年だけではなく、来年度以降ずっと将来的に税が投入されることになるのです。従いまして、年度を越えたランニングコストをしっかり予算計上しなければ、将来の予算（新たな政策経費・新たな市民ニーズ）を圧迫することになります。このことについて予算措置を明確化するよう質疑を行い、将来債務に対する予算措置を明確化するルールをつくりました。

一般質問では、がん検診の年齢拡大、市民（高齢者・障害者）の方の雇用拡大政策、予防接種の予算の適正確保、放課後保育クラブの充実、防犯

灯の設置、交通危険地域の交差点整備、外郭団体の経営改革、災害における行政の迅速な対応措置（救急救命・復興予算・ライフラインの確保）についてなどなど行っております。

Q6 市川市の行政課題と今後の活動について教えてください。

A. 将來の市川市の予算（財源）は、地方分権（三位一体改革）による自主負担の増加、社会保障費の伸び、そして近年の大型事業（用地の購入・整備など）により楽観できる状況にありません。将来どのように国の制度が変わっても、どのような税収になっても市民の方が現在から将来まで不安なく安定的に暮らすことができ、市民利益を最大限享受できるような財政の仕組みを作っていく必要があります。財政の仕組みづくりは、大きく次の3点が考えられます。

- ①行政を徹底的にチェックし無駄使いを削り、市民の方が本当に必要とする事業に予算を安定的・重点的に配分すること
- ②事業を行う場合の行政事務の効率化（行政改革）
- ③安定的な財源の確保（有事若しくは将来の負担に備えて市の貯金を増やす）

などがあります。
このように市民の方が要望している事業を効果的に行える予算を確保した上で、施策を実行していくことになります。

大きくは、次の5つの施策を実現するため努力していきます。

I. 誰もが安心して生活できる「環境」づくり（福祉）

- 市民（高齢者・障害者）の方が安心して働き社会参加できる雇用環境等の整備
- 地域医療・救急医療体制の充実、健康診断・予防接種の充実
- 福祉施策の充実

II. 誰もがこころ豊かに生活できる「環境」づくり（教育）

- 各種子育て施策の充実（保育園・幼稚園・放課後保育クラブ・小中学校の制度の充実など）
- 教育関係予算の確保



III. 誰もが安全に生活できる

「環境」づくり（街づくり）

- 犯罪を防ぎ、台風・地震災害等にも強いまちづくり
- 渋滞緩和・危険道路の改善、バス・鉄道の整備、歩道整備など交通網の整備促進

IV. 誰もが自然を大事に生活できる

「環境」づくり（自然環境）

- 緑地保全・食料の安定・安全供給（都市農業の活性化）

V. 誰もが快適に生活できる

「環境」づくり（行財政改革）

- 市民参加型の市政づくり
- 地方主権の発展・充実による市民サービスの向上

これらの施策を中心に市民の方の声（要望）を大切にして議会活動を行い、市民サービスの向上に誠心誠意努めたいと思っております。

市川市政は全て市民の方のためのものでなくてはなりません。常にこのことを根本に据えて活動（判断）してまいります。

よろしくご指導をお願いいたします。

坂下しげきプロフィール

昭和49年11月19日（さそり座）

国立国府台病院で生まれる。血液型 A型

北国分・東国分・曾谷・国分・中国分5丁目へ。

現在は、中国分3-9-5に在住。

市川市立百合台幼稚園、曾谷小学校、第一中学校、

県立船橋法典高校、日本文化大学法学部卒業

学生時代より 千葉県議会議員金子和夫事務所所属。

卒業後も秘書として6年間務める。

平成15年4月27日 夢のある市川の実現を目指して、

市川市議会議員に初当選する。

・民生経済委員会副委員長

・行徳臨海部特別委員会副委員長

・議会運営委員会委員・交通対策審議会委員

・市川市青少年相談員・市川市消防団団員

・船橋法典高校同窓会副会長

・マリスクラブ千葉 顧問

・市川南部オハヨー野球協会会長

坂下しげき後援会事務所

〒272-0835 市川市中国分3-9-5

TEL 047-318-4649 FAX 047-318-4669

ホームページ <http://www.gogo-shigeki.com>

メールアドレス shigeki@goto-shigeki.com

